

東大和市
高齢者福祉計画・
第7期介護保険事業計画
(平成30年度～平成32年度)

概要版



I 計画の概要

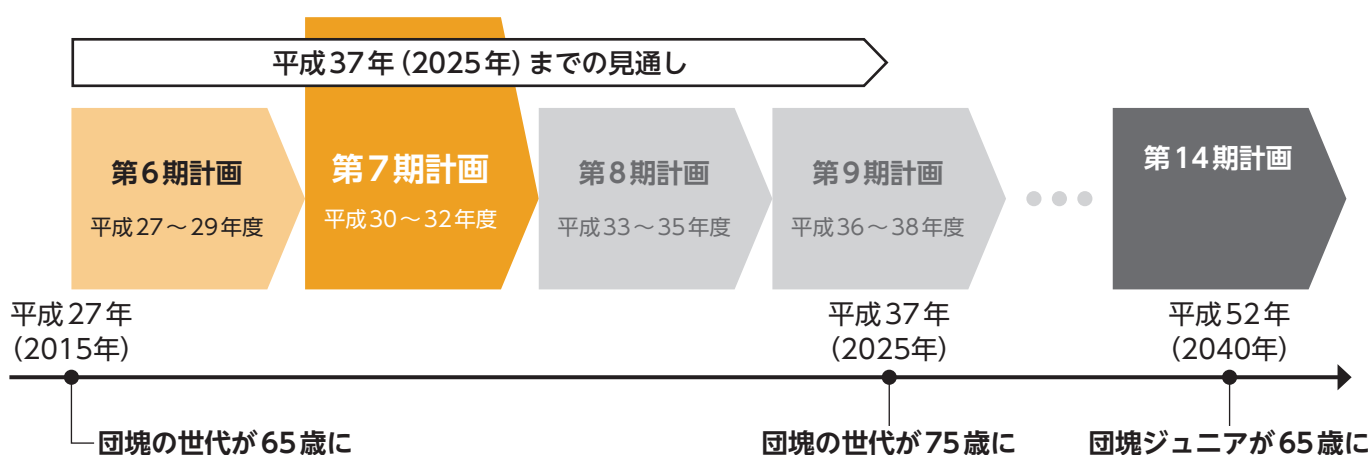
① 計画策定の趣旨

第6期計画からは団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)を見据え、地域包括ケアシステムの構築に向けて、拠点づくりや関係者間のネットワーク構築などの基盤整備を進めてきました。高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくためには、若い世代による支え合いだけではなく、高齢者自身ができるだけ健康を維持し、その活力を地域の中で活かしていくことも重要と考えられます。そのため、高齢者の健康管理の取組や、生きがいづくりには、「自助・互助・共助・公助」の考え方に立った、地域全体で支え合う仕組みづくりを推進していくことの重要性が増しているものと思われま

す。これまでの地域包括ケアシステムの取組をさらに進め、高齢者を含めたより多くの市民が地域の中で主体的に活躍する地域包括ケアシステムの深化に向け、平成37年(2025年)を見据えた計画として『東大和市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画』を策定します。

② 計画の期間

第7期の計画期間は、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの3年間です。第6期計画からは、団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年(2025年)を見据えた中長期的な視点を持つ計画として策定しており、第7期計画となる本計画は第6期計画で取り組んできた地域包括ケアシステムの取組を引き継ぎ、さらには、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる平成52年(2040年)に向けて、内容の充実と深化を図るための計画となります。

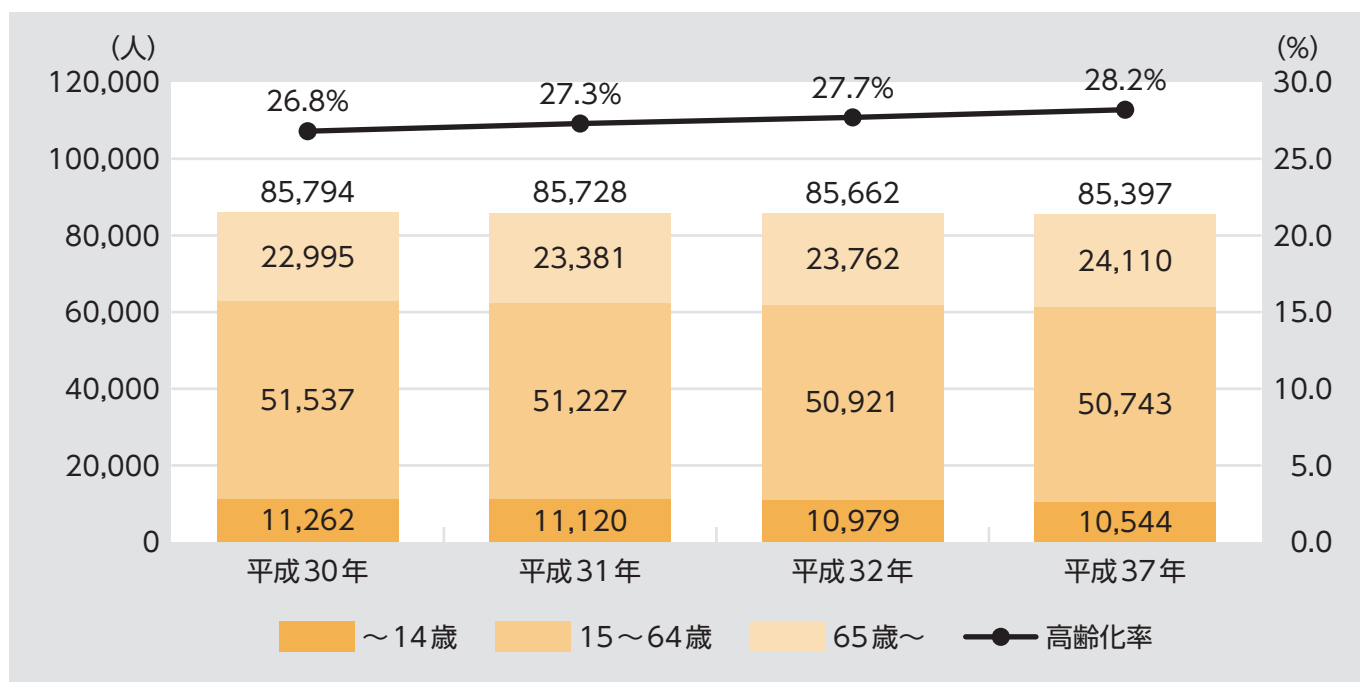


③ 東大和市の将来像 (平成37年(2025年))

(1) 人口・高齢者人口の見込み

計画期間の市の人口をみると、総人口は減少傾向にあり、平成32年の人口は85,662人と見込まれています。高齢化率は平成32年で27.7%に達すると見込まれます。

計画期間の人口予測



資料：平成29年10月1日現在の住民基本台帳から推計

(2) 要介護・要支援認定者数

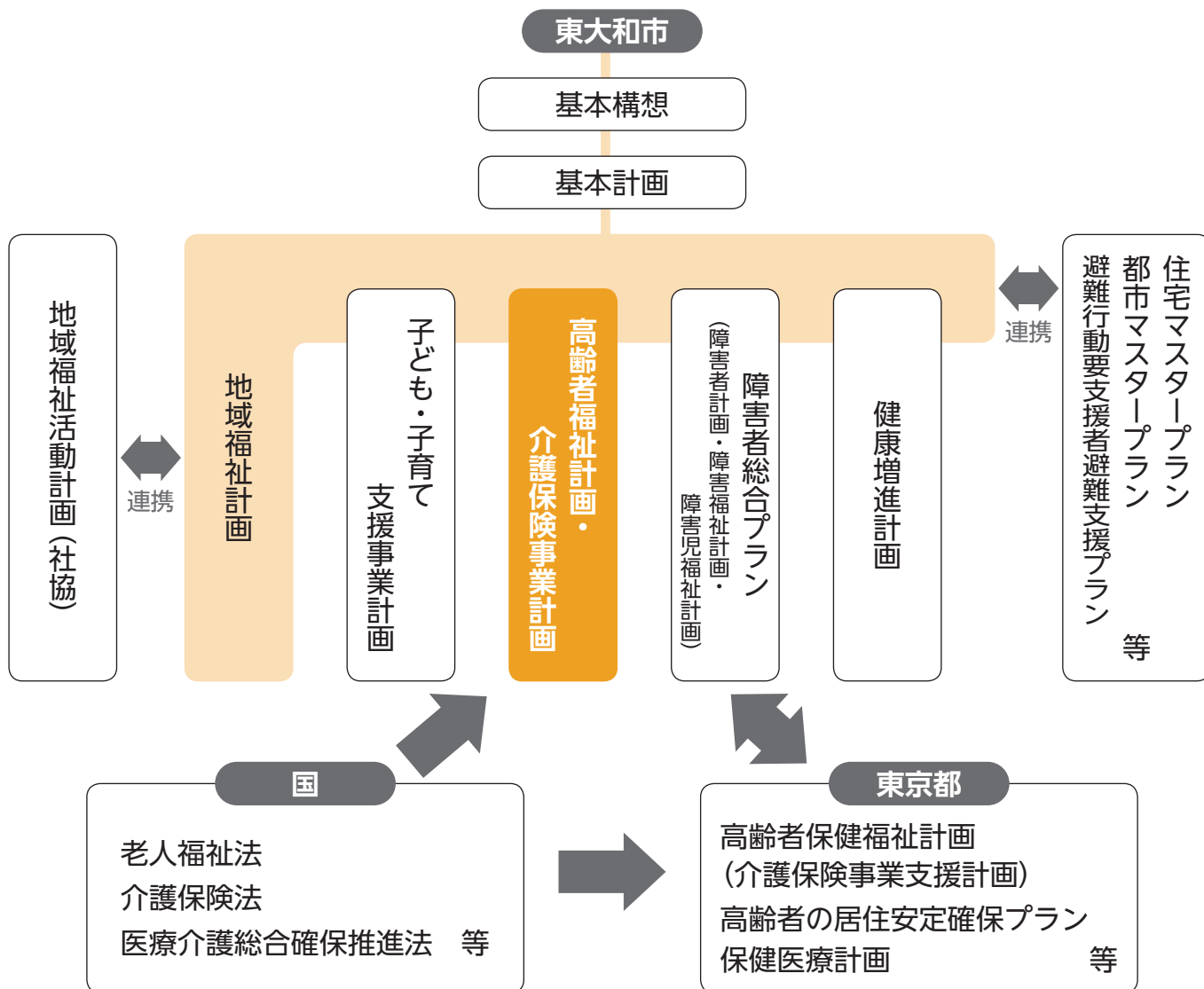
計画期間の市の要介護・要支援認定者数は、平成30年度に4千人を超え、平成32年度には5,004人と見込まれています。

計画期間の要支援・要介護認定者数の予測

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総数	4,288	4,638	5,004	6,011
要支援1	811	949	1,091	1,283
要支援2	708	789	878	1,058
要介護1	924	973	1,019	1,223
要介護2	664	705	750	946
要介護3	511	567	625	749
要介護4	359	340	314	342
要介護5	311	315	327	410

資料：厚生労働省「見える化システム」による推計

4 計画の位置づけ



5 基本理念

『支え合う地域の中で 高齢者の意思が尊重され
健康で生きがいを持って 暮らせるまち 東大和』

6 基本目標

『地域共生社会につなげる地域包括ケアシステムの推進』

重点プラン

- ① 在宅医療・介護連携の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 介護予防の推進
- ④ 高齢者ほっと支援センターの機能強化

7 施策の体系



Ⅱ 施策の総合的展開

① 地域包括ケアシステムの実現

本第7期計画は、団塊の世代が75歳を迎える平成37年に向けて、第9期に実質的な稼働ができるよう地域包括ケアシステムを実現させる期間です。自立支援・重度化防止に向けた取組を強化させるとともに、第6期に引き続き医療・介護の連携を推進していきます。さらに、地域共生社会の実現に向けた取組として、支援を必要とする市民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、地域住民や福祉関係者による現状把握に努め、関係機関との連携等によって課題の解決を図っていきます。

(1) 推進体制の確立（強化）

高齢者の日常の生活圏において、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援等のサービスが包括的に確保される体制である『地域包括ケアシステム』の実現に向けた施策を推進するため、「東大和市地域包括ケア推進会議」のもとに4つの専門部会を設置しました。各専門部会で検討された事項についての検証や報告に基づき協議や情報共有を行い、多職種連携によるネットワークの構築を推進します。

【主な事業】

①東大和市地域包括ケア推進会議の開催

②医療と介護の連携に関する地域の課題を抽出し、その具体的な対応策を検討

(2) 在宅医療と介護の連携の推進

在宅療養生活を送る高齢者の増加が予測されることから、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを永く続けることができるよう、関係機関が連携し在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、医療と介護の連携に向けた各種取組を推進します。

【主な事業】

①地域の医療・介護の資源の把握

②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

④医療・介護関係者の情報共有の支援

⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援

⑥医療・介護関係者の研修

⑦地域住民への普及啓発

⑧在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

(3) 認知症施策の推進

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容態の変化に合わせて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携するネットワークを形成し、認知症ケアの向上を図るとともに、認知症高齢者等を見守り、支援する地域づくりなど、総合的な認知症施策を推進します。

【主な事業】

①認知症ケアパスの周知・活用	②認知症初期集中支援チームの設置・円滑な運用
③認知症地域支援推進員の活用	④認知症講演会の開催
⑤認知症サポーター養成講座の実施	⑥認知症サポーターへの意識調査・研修会等の周知
⑦若年性認知症への対応	⑧地域生活の支援

(4) 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員のケアマネジメントの実践力を高め、地域に共通した課題の明確化、共有された地域課題の解決に必要な資源開発の把握など、政策形成につなげる役割を担っています。多職種間の連携を構築するため、各高齢者ほっと支援センター（いもくぼ・きよはら・なんがい）で地域ケア会議を開催します。

【主な事業】

①地区別地域ケア会議の開催	②地域ケア全体会の開催
③小地域ケア会議の開催	

(5) 生活支援体制整備の推進

高齢者の住み慣れた地域での在宅生活を支えることを目的として、生活支援・介護予防サービスを担う様々な事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を一体的に推進します。

【主な事業】

①生活支援コーディネーター（第1層：市全体の区域を担当）と協議体の活用	②生活支援コーディネーター（第2層：高齢者ほっと支援センターごとの圏域を担当）の活用
③第2層協議体設置に向けた地域での勉強会の開催	④生活支援に係る社会資源情報の共有支援

② 包括的な相談・支援体制の充実

市民一人ひとりの「お互いに助け合い、支え合う」という意識を醸成し、地域で支え合う仕組みづくりを進めます。また、生活支援の相談窓口として、高齢者ほっと支援センター及び高齢者見守りぼっくすによる一貫した相談支援体制を図り、高齢者を地域で見守る活動や関係機関との連携に努めます。

(1) 高齢者ほっと支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者の相談窓口、地域ネットワークの構築、ケアマネジャー支援などといった役割を果たすため、人員体制の拡充や専門性の向上、各センター間の連携強化など、高齢者ほっと支援センターとしての機能を強化するとともに、医療や住まいなどの様々な社会資源を活かした取組を進めます。

【主な事業】

①認知症地域支援推進員の活用(再掲)

②生活支援コーディネーター(第2層:高齢者ほっと支援センターごとの圏域を担当)の活用(再掲)

(2) 支え合う仕組みづくりの推進

見守りや支援を必要とする高齢者が増加していることから、地域での支え合い活動に、生きがいや、やりがいを持って参加できる仕組みを整備するとともに、高齢者の生活を支える関係機関や地域活動団体との連携を図り、重層的な見守り体制や支援体制を強化します。

【主な事業】

①高齢者見守りぼっくすによる相談・支援

②高齢者見守りネットワーク～大きな和～による見守り

③見守り・声かけ活動

(3) 介護者への支援

介護者と介護が必要な人が孤立せず、住み慣れた地域で安心して生活し続けられるように、気軽に相談できる体制の充実や、介護者同士のネットワークづくりによる交流の推進など、介護者への支援を充実することで、介護者の地域での孤立防止や、心身の負担軽減を図ります。

【主な事業】

①家族介護者の会への支援

②ケアラー支援

③福祉のしごと 相談・面接会

④介護人材支援制度の情報提供

③ 健康づくり・介護予防の推進

市内には、団塊の世代をはじめとする元気で活動的な高齢者が多く、時代の流れとともに、その価値観やライフスタイルも多様化しています。高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるよう、自分にあった健康づくりや介護予防に、高齢者自身が積極的に取り組むことができるよう支援します。

(1) 健康づくりの推進

「健康寿命」を延ばしていくために、日ごろから「自分の健康は自分で守り、つくる」ことに取り組めるよう、高齢者自身の生活の状況に応じて、健康づくりに自ら取り組むことのできる環境を整備するとともに、地域の自主的な活動や取組の継続への支援を行います。

【主な事業】

①各健(検)診	②健康ウォーキング事業
③健康啓発教育事業	④健康相談事業
⑤慢性閉塞性肺疾患(COPD)対策	⑥歯と口腔の健康づくり
⑦歯周病予防講演会	⑧歯周病疾患検診事業
⑨歯科医療連携推進事業	⑩こころの健康づくり講演会
⑪運動器症候群(ロコモティブシンドローム)の周知	

(2) 社会参加・生きがいづくりの推進

高齢化の進展や改正高年齢者雇用安定法の施行を踏まえ、シルバー人材センターの運営が円滑に行われるよう支援することで、社会参加や生きがいにつながる就労の機会を高齢者に提供します。

【主な事業】

①シルバー人材センターへの支援	②学習機会の保障
③スポーツ・レクリエーション情報の提供	④老人クラブの活動支援
⑤高齢者の生きがいづくりの促進	⑥介護支援ボランティアの育成

(3) 介護予防・重度化防止の推進

健康づくりの一環として、意識して介護予防に取り組めるよう、「東大和元気ゆうゆう体操」をはじめとした介護予防の普及・啓発をさらに充実していきます。介護予防のために、基本チェックリスト等を活用し、支援が必要と推測される高齢者の早期発見・介護予防につなげます。

【主な事業】

①介護予防普及啓発事業	②東大和元気ゆうゆうポイント事業
③地域介護予防活動支援事業	④介護予防把握事業
⑤介護予防リーダー・体操普及推進員へのフォローアップ	⑥通いの場の創出

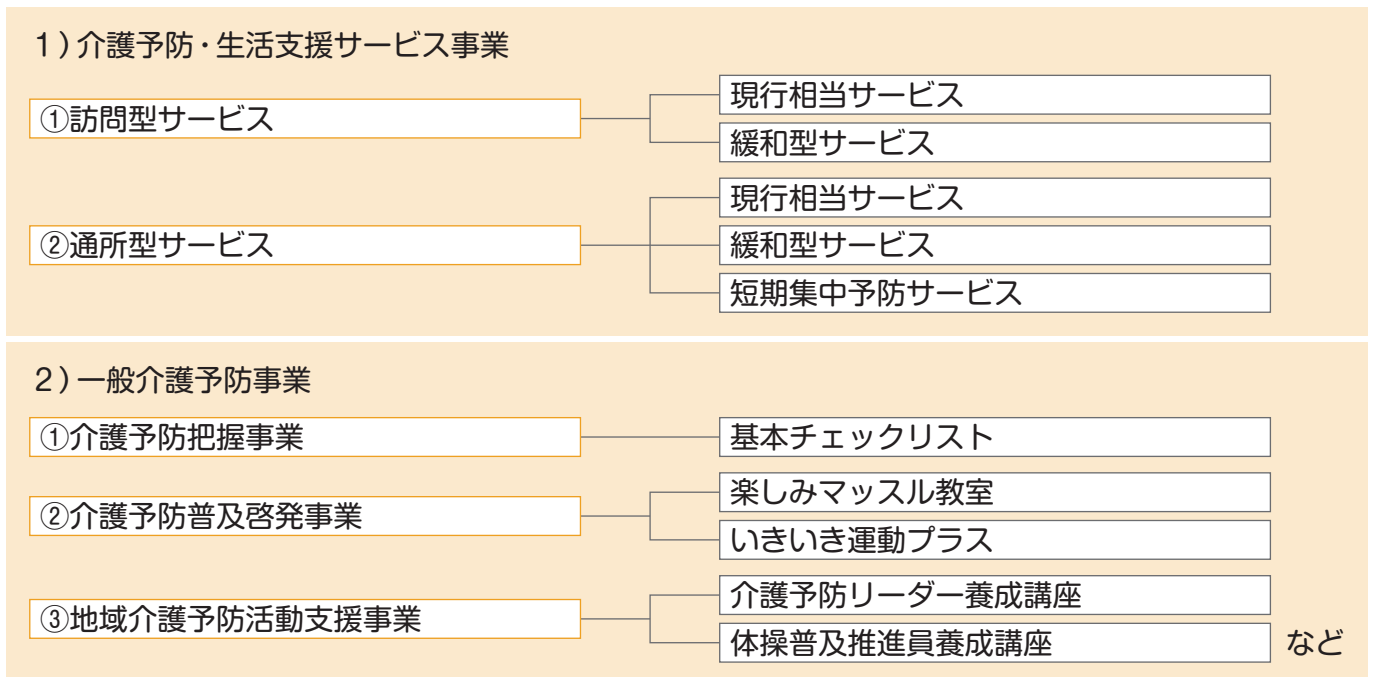
4 介護保険サービスの充実・強化

高齢化の進展による平均寿命の延伸や後期高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者の増加等に伴い、介護サービスを必要とする高齢者が増加することが予測されることから、利用者がそれぞれのニーズにあった適切なサービスを選択できるよう、利用者本位のサービス提供が可能となるように取り組みます。

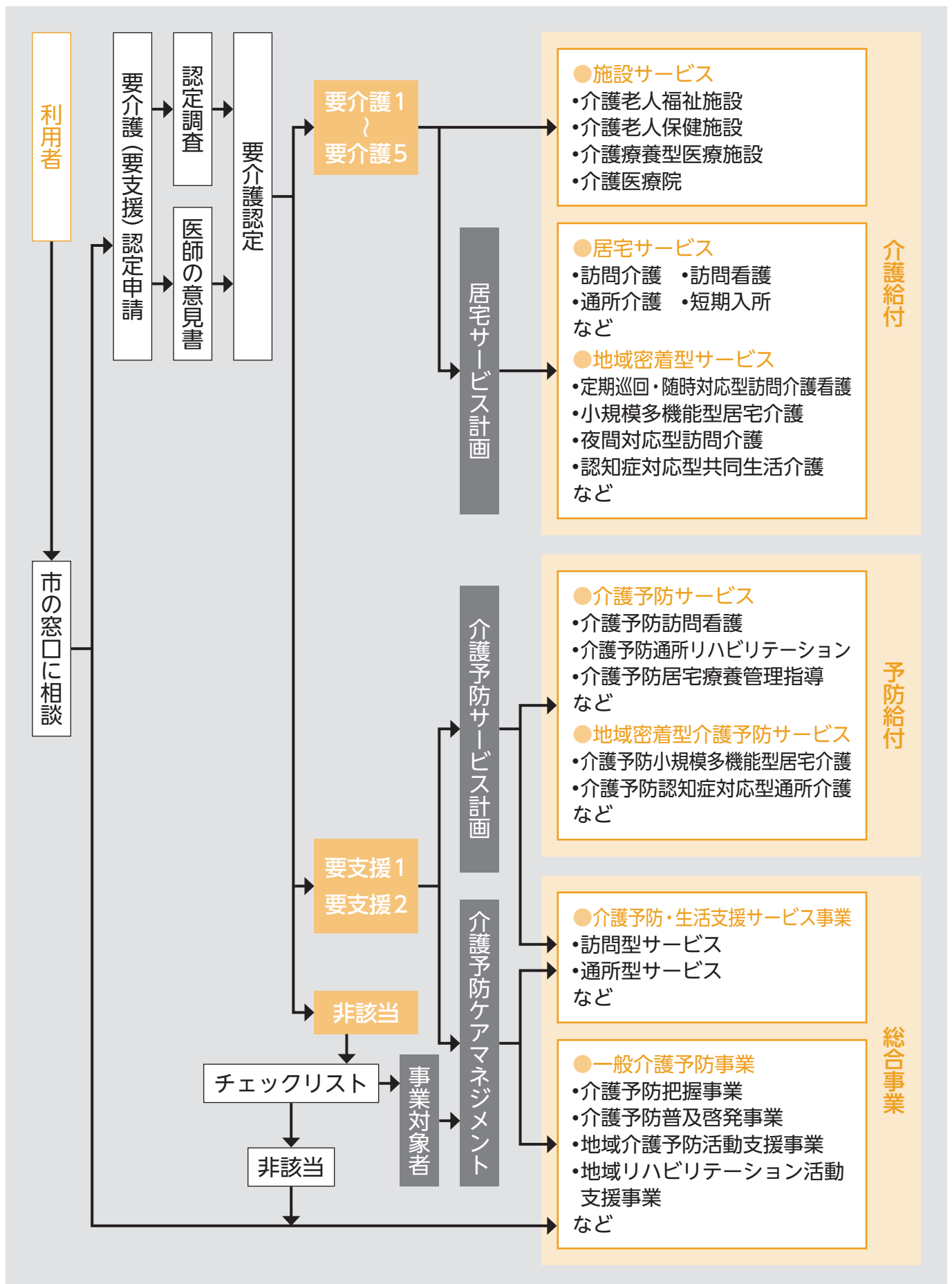
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。この事業は、高齢者の方がいつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、高齢者自身の持つ能力を最大限に活かしつつ、地域社会全体で支援する取組です。

【主なサービス】



介護サービスの利用手続きと枠組み



(2) 居宅・地域密着・施設サービスの充実

① 居宅サービスの充実

【主なサービス】

サービス名	サービス内容
①訪問介護	ホームヘルパーが訪問し、食事・排泄などの身体介護や掃除・洗濯などの生活援助を行うサービスです。(高齢介護課)
②訪問入浴介護※	浴槽を積んだ入浴車などが訪問し、入浴の介助を行うサービスです。(高齢介護課)
③訪問看護※	看護師等が自宅を訪問し、病状の観察や療養上のお世話をを行うサービスです。(高齢介護課)
④訪問 リハビリテーション※	リハビリの専門職が自宅を訪問して、リハビリテーションを行うサービスです。(高齢介護課)
⑤居宅療養管理指導※	医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。(高齢介護課)
⑥通所介護	通所介護施設で入浴や食事の提供や介護、機能訓練、レクリエーション等を行うサービスです。(高齢介護課)
⑦通所リハビリテーション (デイケア) ※	医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りでリハビリテーションを行うサービスです。(高齢介護課)
⑧短期入所生活介護 (ショートステイ) ※	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排泄などの日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。(高齢介護課)
⑨短期入所療養介護 (ショートステイ) ※	介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、医学的管理の下での看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話を受けることができるサービスです。(高齢介護課)
⑩福祉用具貸与※	車いす、特殊寝台、歩行補助つえなどの福祉用具を貸し出すサービスです。(高齢介護課)
⑪特定福祉用具購入費※	入浴や排泄などに使用する福祉用具を、指定を受けた事業所で購入したときに、年間10万円を上限に購入費の9割(一定以上の所得のある方は8割又は7割)を支給するサービスです。(高齢介護課)
⑫住宅改修※	住み慣れた家で安全に生活するために、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修を行ったときに、20万円を上限に改修費用の9割(一定以上の所得のある方は8割又は7割)を支給するサービスです。(高齢介護課)
⑬特定施設入居者 生活介護※	有料老人ホームなどに入所している方が、食事や入浴などの介護や機能訓練及び療養上の世話を受けます。(高齢介護課)
⑭居宅介護支援※	ケアマネジャーなどが利用者、家族、関係事業者などと協議して、居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画の作成などを行うサービスです。(高齢介護課)

(注) ※印のサービスには「介護予防サービス」を含む。

② 地域密着型サービスの充実

【主なサービス】

サービス名	サービス内容
①認知症対応型通所介護※	認知症の高齢者に対して、日帰りで入浴、食事の提供、機能訓練などを行うサービスです。(高齢介護課)
②小規模多機能型 居宅介護※	「通所サービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じ、入浴、排泄、食事などの介護や機能訓練などを行うサービスです。(高齢介護課)
③認知症対応型共同生活 介護(グループホーム) ※	認知症の高齢者が家庭的な環境の中、少人数で共同生活をしながら、日常生活上の介護・援助を受けるサービスです。(高齢介護課)

サービス名	サービス内容
④夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や通報により、ホームヘルパーが訪問して、日常生活上の世話などを行うサービスです。(高齢介護課)
⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護の高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、利用者からの通報により、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。(高齢介護課)
⑥看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ、1つの事業所が提供する地域密着型サービスです。(高齢介護課)
⑦地域密着型通所介護	定員18人以下の通所介護事業所において、入浴や食事の介護、機能訓練等を日帰りで行うサービスです。(高齢介護課)

(注) ※印のサービスには「地域密着型介護予防サービス」を含む。

③施設サービスの充実

【主なサービス】

サービス名	サービス内容
①介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で自宅での生活が難しい方に、日常生活の世話(介護)を提供する施設サービスです。(高齢介護課)
②介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリテーションが必要な方に、機能訓練や日常生活の世話(介護)を提供する施設サービスです。(高齢介護課)
③介護医療院	日常的な医学管理が必要な重介護者に、長期療養のための医療と日常生活の世話(介護)を一体的に提供する施設サービスです。(高齢介護課)
④介護療養医療施設	病状が安定し、長期の療養が必要な方に、医療、看護又は日常生活の世話(介護)を提供する施設サービスです。(高齢介護課)

備考 介護療養医療施設は、平成35年3月31日までの経過措置に基づく施設サービスです。

(3) サービスの質の確保・向上

【施策の方向】

増加するニーズへの適切な対応と、質の高いサービスの安定的な供給のため、サービス提供事業者等に対して介護サービスへの参入促進を図るとともに、人材確保に向けて、福祉人材の資質の向上や社会的評価の向上を図り、職場への定着を促進するための支援を行います。地域住民や離職者・求職者、そして潜在的有資格者など多様な人材を活かしたサービス提供の仕組みづくりに取り組みます。

【主な事業】

①事業者集団指導	②実地指導
③ケアプラン点検	④縦覧点検等
⑤事業者連絡会	

5 住まい・日常生活支援の充実

高齢者が介護や医療が必要になった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活の基盤である住まいを確保するための支援に取り組みます。高齢者の多様なニーズに合った住まい方への支援や、公共施設等のバリアフリー化の取組を充実させ、高齢者が安心して暮らせる住まいとまちを実現します。

(1) 安心できる住まいの確保

① 居住支援の充実

【施策の方向】

多様化する高齢者のニーズに対応した住まい方への支援を行うとともに、現在の住まいで、より安全に、安心して生活ができるよう、住宅改修等への支援に取り組みます。

【主な事業】

① 養護老人ホーム	② シルバーピア
③ サービス付き高齢者向け住宅	④ 住宅改修の給付
⑤ 緊急通報システム	⑥ 火災安全システム
⑦ 家具転倒防止器具等の取り付け	

② 住環境の整備

【施策の方向】

加齢による身体機能の低下に関わらず、高齢者が安心して快適に生活でき、自由に移動できるよう、公共施設や道路など様々な施設を安全かつ円滑に利用することができる環境整備を推進します。

【主な事業】

① 道路などのバリアフリー化	② 公共施設の整備
③ 都営住宅建替え整備に関する要請	

(2) 生活支援の充実

【施策の方向】

多様化する高齢者ニーズを十分に把握し、介護保険外の見守りや配食サービスなどの生活支援サービスを適切に提供します。

【主な事業】

①生活支援ショートステイ	②安心見守り・食事サービス
③自立支援日常生活用具の支給	④認知症高齢者等居場所お知らせサービス
⑤さわやかサービス事業補助金交付	⑥寝具の乾燥・水洗い
⑦おむつの貸与・支給	⑧老人性白内障眼鏡等購入費助成
⑨理・美容券の支給	⑩生活支援コーディネーター(第1層:市全体の区域を担当)と協議体の活用(再掲)

(3) 権利擁護の充実**【施策の方向】**

高齢者は、日常生活における契約や金銭管理等において支援が必要な場合があります。認知症などにより判断能力が十分でない人の主体性や尊厳を守り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、権利擁護や成年後見の取組を推進します。

【主な事業】

①地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の推進	②成年後見制度の利用支援
③成年後見制度市長申立	④高齢者への虐待防止

(4) 災害・交通安全・防犯体制の充実**【施策の方向】**

災害時における要配慮者への支援を的確・迅速に行えるよう、自治会や民生委員などと連携するとともに、「避難行動要支援者避難支援登録制度」の登録者の安否確認や避難誘導の方法・支援体制を整備します。

高齢者の交通事故を減らすため、老人クラブや高齢者サークル等の社会参加活動の場や高齢者が多く集まる場所において、高齢者の事故発生実態を踏まえた参加、体験、実践型の交通安全教育の推進を図ります。

【主な事業】

①防災対策の推進	②交通安全教育・啓発の推進
③消費者被害などの防止の推進	

Ⅲ 介護保険事業の推進

① 3年間の介護保険事業費見込額

(1) 介護保険サービス総給付費の見込み

平成30年度から平成32年度までの3年間の総給付費の見込額(①居宅サービス、②地域密着型サービス、③施設サービスの合計)は、次のとおりです

■総給付費の見込み

(単位：千円)

区 分	合 計	計画期間			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
総給付費	18,209,952	5,509,812	6,032,566	6,667,574	8,571,486

(2) 標準給付見込額

第7期介護保険事業計画期間である平成30年度から平成32年度までについて、介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料等の合計により標準給付費の見込額を算出します。

■標準給付費の見込み

(単位：千円)

区 分	合 計	計画期間			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
標準給付費見込額	19,368,328	5,870,766	6,417,853	7,079,709	9,156,979
①総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	18,209,952	5,509,812	6,032,566	6,667,574	8,571,486
総給付費	18,000,399	5,514,041	5,967,793	6,518,565	8,379,859
一定以上所得者の利用者負担の 見直しに伴う財政影響額	▲18,506	▲4,229	▲6,841	▲7,436	▲9,490
消費税率等の見直しを勘案した影響額	228,059	0	71,614	156,445	201,117
②特定入所者介護サービス費等 給付額(資産等勘案調整後)	636,281	203,403	211,803	221,075	300,881
特定入所者介護サービス費等給付額	636,281	203,403	211,803	221,075	300,881
③高額介護サービス費等給付額	446,545	134,329	148,360	163,856	243,808
④高額医療合算介護サービス費等給付額	57,975	17,515	19,267	21,193	34,132
⑤審査支払手数料	17,575	5,706	5,857	6,012	6,672

(3) 地域支援事業費見込額

■地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

区 分	合 計	計画期間			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
地域支援事業費	1,427,922	450,874	475,447	501,601	660,122
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,000,204	311,115	332,893	356,196	499,583
包括的支援事業・任意事業費	427,718	139,759	142,554	145,405	160,539

■ 第7期東大和市介護保険料の段階設定について < 第6期との比較 >

第7期保険料基準額 (年額) 62,400円 基準額 (月額) 5,200円
 第6期保険料基準額 (年額) 57,600円 基準額 (月額) 4,800円

第6期	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	
負担割合	基準額 × 0.437	基準額 × 0.645	基準額 × 0.729	基準額 × 0.895	基準額	基準額 × 1.145	基準額 × 1.250	基準額 × 1.500	基準額 × 1.604	基準額 × 1.750	基準額 × 1.916	基準額 × 2.083	
所得区分	世帯全員が 市民税非課 税で、生活保 護受給者、老 齢福祉年金 受給者、ある いは本人の 前年の合計 所得金額と 課税年金収 入額の合計 が80万円以 下の方	世帯全員が 市民税非課 税で、本人の 前年の合計 所得金額と 課税年金収 入額の合計 が120万円 以下の方	世帯全員が 市民税非課 税で、本人の 前年の合計 所得金額と 課税年金収 入額の合計 が120万円 超の方	本人が市民 税非課税で 世帯に市民 税課税者が いる方で、前 年の合計所 得金額と課 税年金収入 額の合計が 80万円以下 の方	本人が市民 税非課税で 世帯に市民 税課税者が いる方で、前 年の合計所 得金額と課 税年金収入 額の合計が 80万円超の 方	本人が市民 税課税で 前年の合計 所得金額が 120万円未 満の方	本人が市民 税課税で 前年の合計 所得金額が 120万円以 上190万円 未満の方	本人が市民 税課税で 前年の合計 所得金額が 190万円以 上290万円 未満の方	本人が市民 税課税で 前年の合計 所得金額が 290万円以 上400万円 未満の方	本人が市民 税課税で 前年の合計 所得金額が 400万円以 上600万円 未満の方	本人が市民 税課税で 前年の合計 所得金額が 600万円以 上800万円 未満の方	本人が市民 税課税で 前年の合計 所得金額が 800万円以 上1000万円 未満の方	
保険料年額	25,200円	37,200円	42,000円	51,600円	57,600円	66,000円	72,000円	86,400円	92,400円	100,800円	110,400円	120,000円	
							所得区分変更	所得区分変更	所得区分変更				
第7期	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
負担割合	基準額 × 0.461	基準額 × 0.653	基準額 × 0.730	基準額 × 0.884	基準額	基準額 × 1.153	基準額 × 1.269	基準額 × 1.500	基準額 × 1.673	基準額 × 1.807	基準額 × 1.960	基準額 × 2.115	基準額 × 2.268
所得区分	世帯全員が 市民税非課 税で、生活保 護受給者、老 齢福祉年金 受給者、ある いは本人の 前年の合計 所得金額と 課税年金収 入額の合計 が80万円以 下の方	世帯全員が 市民税非課 税で、本人の 前年の合計 所得金額と 課税年金収 入額の合計 が80万円超 以下の方	世帯全員が 市民税非課 税で、本人の 前年の合計 所得金額と 課税年金収 入額の合計 が120万円 超の方	本人が市民 税非課税で 世帯に市民 税課税者が いる方で、前 年の合計所 得金額と課 税年金収入 額の合計が 80万円以下 の方	本人が市民 税非課税で 世帯に市民 税課税者が いる方で、前 年の合計所 得金額と課 税年金収入 額の合計が 80万円超の 方	本人が市民 税課税で 前年の合計 所得金額が 120万円未 満の方	本人が市民 税課税で 前年の合計 所得金額が 120万円以 上200万円 未満の方	本人が市民 税課税で 前年の合計 所得金額が 200万円以 上300万円 未満の方	本人が市民 税課税で 前年の合計 所得金額が 300万円以 上400万円 未満の方	本人が市民 税課税で 前年の合計 所得金額が 400万円以 上600万円 未満の方	本人が市民 税課税で 前年の合計 所得金額が 600万円以 上800万円 未満の方	本人が市民 税課税で 前年の合計 所得金額が 800万円以 上1000万円 未満の方	本人が市民 税課税で 前年の合計 所得金額が 1000万円以 上の方
保険料年額	28,800円	40,800円	45,600円	55,200円	62,400円	72,000円	79,200円	93,600円	104,400円	112,800円	122,400円	132,000円	141,600円

第7期介護保険料段階の第1段階から第5段階における合計所得金額は、所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額をいいます。

② 介護保険事業の円滑な運営

(1) 適切なサービス提供体制、給付適正化の推進

① 要介護認定の適正化

公平かつ適正な認定調査を実施するため、要介護認定に携わり公平な訪問調査を行う介護認定調査員の研修及び調査を委託する指定居宅介護支援事業所等への指導等を実施し、介護認定調査員の確保及び育成を引き続き図っていきます。

② ケアマネジメントの適正化

ケアマネジャーが作成するケアプランについて、利用者にとって真に必要なサービスが計画されているか等、東京都により作成されたガイドライン等を活用し、適切なケアマネジメントのプロセスを踏まえた、利用者の自立支援のためのケアプラン作成及び給付適正化を目的とし、居宅介護支援事業所担当者との面談によるケアプラン点検を実施します。

③ 介護報酬請求の適正化

東京都国民健康保険団体連合会から提供される縦覧点検、医療情報との突合結果等の活用、サービス利用者に介護給付費通知を発送し、実際の利用と相違ないかの確認を行っていただく等により不正請求等の確認を行います。

④ 住宅改修、福祉用具購入に係る利用者宅訪問調査

住宅改修や福祉用具購入について、不必要な改修、購入といったトラブルを回避できるよう、事前相談による書類確認に加え利用者宅の訪問調査を実施し、必要性、妥当性等の検証を継続して行います。

⑤ 医療計画との整合性の確保

医療計画の一部として作成される「地域医療構想」と、東大和市介護保険事業計画及び東京都介護保険事業支援計画におけるサービス種類ごとの量の見込みとの整合性を確保できるよう、東京都による関係機関で構成する協議の場において、より緊密な連携を図っていきます。

⑥ 低所得者への支援

低所得者への対策として、保険料の第1段階の方などに公費を投入することによって、保険料の負担軽減を図ります。

また、市がこれまで独自に実施してきた下記の施策について、第7期計画においても継続します。

ア 低所得者への軽減制度(介護保険料の最大50%を軽減する措置)

イ 保険料軽減制度の対象となった方が介護保険サービスを受ける際に支払う自己負担額についての軽減策

ウ 施設における利用者負担の補足給付

エ 介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が行う利用者の負担軽減への補助

⑦保険料納入の利便性の確保

普通徴収に係る保険料の納入にあたっては、コンビニエンスストアにおいても納入ができるように「コンビニ収納」を導入します。

(2) 計画の推進体制

①計画の周知

本計画は、高齢者福祉・介護保険に係る関係者をはじめ、多くの市民の理解・協力が重要であることから、市が活用している様々な媒体を利用して、広く市民に知らせていきます。

②関係機関等との連携・協働

質の高いサービス提供を実施するためには、各関連団体・事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、共生社会の実現のためにも、庁内各部局との連携、医療と介護の連携等、分野を超えて地域生活課題について関係機関と連絡調整を行う体制づくりが必要です。市は、これらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

③計画の実施状況の点検・評価

本計画の進行管理にあたっては、設定した目標、見込量等に関連するデータの収集を定期的を実施します。また、各年度の事業の実績・進捗については「東大和市介護保険運営協議会」に意見を聴き、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善）による効率的な施策の進行管理に努めます。





東大和市 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画
(平成30年度～平成32年度)

概要版

発行：東大和市 平成30年3月

編集：東大和市福祉部高齢介護課 〒207-8585 東京都東大和市中央3-930

TEL 042-563-2111 (代表)

FAX 042-563-5930